

平成25年（ワ）第515号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 遠藤行雄 外19名

被告 国，東京電力株式会社

第24準備書面 (ふるさと喪失慰謝料について)

2014（平成26）年7月11日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 武 公 子

弁護士 中 丸 素 明

弁護士 滝 沢 信
外

原告らは本訴訟において、本件事故に基づく精神的損害として、避難生活に伴う慰謝料及びコミュニティ喪失慰謝料（ふるさと喪失慰謝料）を請求しているところであるが、本準備書面では、まず両者の関係性について論じた上で、さらに、被告東京電力から求釈明のあった、上記原告らの主張するふるさと喪失慰謝料といわゆる中間指針第四次追補で示された「故郷喪失慰謝料」との関係性について論じる。

1. 本件事故の精神的損害について

- (1) 本件事故による被害の実相は、詳しくは、訴状第3章に記載したとおりである。したがって、ここでは繰り返さないが、その項目だけ列挙すれば、放射能汚染(地域の汚染, 人への汚染), 避難者の苦難(避難過程における苦難, 避難先での苦難), 産業への影響及びコミュニティの崩壊といったものである。
- (2) そのため、被告らは、これらの被害に対する精神的損害について賠償する必要があるところ、原告らは、この点にかかる慰謝料として、避難生活に伴う慰謝料とふるさと喪失慰謝料の2つの慰謝料をあげている。
- (3) 原告らが、このように2つの慰謝料を設定したのは、まず、避難生活に伴う慰謝料が、上記の避難者の苦難に基づく精神的損害に対応するものであり、ふるさと喪失慰謝料が、上記の避難者の苦難に基づく精神的損害以外のその他の精神的損害に対応するものであって、両者の性質が異なり、そのために、損害の算定方法を異にすることによる。

また、中間指針における慰謝料とは、審査会における中間指針第四次追補に関する検討内容にかかわらず、原告らのいう避難生活に伴う慰謝料のみに対応するもので、ふるさと喪失慰謝料に対応していないと考えられることによる。

2. 避難生活に伴う慰謝料の内容について

- (1) 避難生活に伴う慰謝料とは、「従前営んでいた日常から隔離され、戻りたくても戻ることができず、土地勘もない所での生活を強いられていることについての精神的苦痛に対する慰謝料」(訴状134頁)、「避難生活を余儀なくされたことによって生じた精神的苦痛に対する慰謝料」(第17準備書面)のことをいう。

そして、このような慰謝料の内容は、中間指針における慰謝料の対象となる精神的損害、すなわち、日常生活阻害慰謝料及び見通し不安に関する慰謝

料に、ほぼ合致するものといえる。

- (2) このような避難生活に伴う慰謝料が対応する精神的損害は、避難状態の解消によって、いずれかの時期に終期を迎える性質のものである。したがって、賠償額の算定にあたっては、一定の期間について、月当たりの賠償額を算定することが妥当する。

3. ふるさと喪失慰謝料の内容について

- (1) ふるさと喪失慰謝料とは、上記の避難生活に伴う慰謝料では対応できていない精神的損害に対応する慰謝料をいう。

この点の精神的損害は、本件事故の広範性から種々のものが考えられるところであるが、その代表となるものであり、根源的なものとして、コミュニティの崩壊に基づく精神的損害がある。そのため、原告らは、避難生活に伴う慰謝料が対応する精神的損害以外の精神的損害に対応する慰謝料として、ふるさと喪失慰謝料としたものである。

但し、実際には、コミュニティの崩壊に基づく精神的損害に限られず、放射能汚染に対する不安感等に基づく精神的損害なども包含するものである。

- (2) このような精神的損害は、避難生活に伴う慰謝料とは異なって、被害状態の解消を観念できないため、終期というものを設定することはできない。

例えば、コミュニティの崩壊という被害について述べると、仮に、避難者が元の地に戻って生活を始めたとしても、あるいは、別の地において生活の基盤を得てコミュニティを形成したとしても、従前のコミュニティを喪失したという状態が解消されるものではない。

従前のコミュニティの内容は、すでに第17準備書面にて詳細に述べたところであるが、そこで述べたコミュニティは、いわば「ふるさと」というものであって、代替不能なものである。そのため、この点にかかる精神的損害の賠償額を算定するにあたっては、従前のコミュニティの価値そのものを勘

酌する必要がある。そのため、原告らは、従前のコミュニティがいかなるものであったのかについて論じている。

4. 中間指針のいう慰謝料について

(1) 確かに、中間指針第四次追補において、帰還困難区域のみを対象に、一括払いで慰謝料の上乗せをしたうえで、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償するものとの説明が付されている。そのため、この新たな慰謝料につき、従前の日常生活阻害慰謝料及び見通し不安に関する慰謝料（原告らのいう避難生活に伴う慰謝料）とは異なる「故郷喪失慰謝料」と考えられなくはない。

(2) しかしながら、その実質をみると、第四次追補にて認められた1000万円の慰謝料は、従前の慰謝料と基本的に同質のものであり、故郷喪失慰謝料として新たに加算された慰謝料と評価することはできない。むしろ、単に、従前の慰謝料の将来分をまとめ払いする期間を延伸しただけのものに過ぎないと評価するべきである。

なぜなら、第四次追補における1000万円の加算にあたって、第二次追補で示された600万円のうちの将来分（平成26年3月以降に相当する部分）を控除するとされている。つまり、両者は足し引き可能な同質のものであることが前提とされている。

また、第四次追補では、帰還困難区域以外につき、慰謝料額を引き続き月10万円としたうえで、それが積み重なった結果、故郷喪失慰謝料とほぼ同額になった場合、同慰謝料は頭打ちになるというのであるから、この点においても、両者は同質であることが前提とされていると考えられる。

(3) そもそも、第二次追補では、慰謝料額を見直すことなく、慰謝料の対象となる精神的損害の範囲を、「長年住み慣れた住居」だけでなく、「地域におけ

る生活の断念」にまで対象を拡大していた。つまり、慰謝料の中身の読み替え、すり替えを行っていた。

そして、第四次追補においても、上記のように、損害の算定において従前の慰謝料と新たな慰謝料との性質が同質であることを前提にしながら、その対象となる精神的損害の範囲を、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」などと拡大させている。

このような経緯からすれば、第四次追補において、新たな慰謝料について故郷喪失慰謝料の意味を含むと説明されているとしても、実際にはふるさとの崩壊によって生じた精神的損害を算定しているものと評価することはできず、単に、従前の慰謝料の将来分をまとめ払いする期間を延伸しただけといふべきである（甲二共32）。したがって、中間指針第四次追補で示された「故郷喪失慰謝料」と前記3の原告らが主張するふるさと喪失慰謝料とは異質なものであり、むしろ前者は原告らの主張する前記2の避難生活に伴う慰謝料に相当するものである。

以 上